

事務連絡  
平成23年4月13日

各都道府県・指定都市・中核市 民生主管課  
（社会福祉法人指導監査担当）  
各地方厚生局 社会福祉法人指導監査担当

御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

東日本大震災の発生に伴う社会福祉法人の  
運営に関するQ&Aについて

今般、東日本大震災の発生に伴い、被災地の社会福祉法人においては、入所者等の支援、災害復旧作業等に尽力されている状況にあり、また、通信、交通手段等に多大な被害を受けていることから、理事会等の開催が困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、被災地における社会福祉法人の指導監査については、実態を踏まえ弾力的に対応していただくようお願いいたします。

また、社会福祉法人の運営に関するQ&Aを別紙のとおり作成しましたので、管内の社会福祉法人に対して周知していただくようよろしくお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省 社会・援護局

福祉基盤課 法人指導監査係

TEL:03-5253-1111（代表）内線 2871

(別紙)

東日本大震災の発生に伴う社会福祉法人の運営に  
関するQ & Aについて

1. 本年度(23年度)予算・事業計画について

(問1)

本年度(23年度)の予算・事業計画については、原則として、前年度(22年度)中に理事会・評議員会を開催して議決する必要があるが、震災の影響により未だ理事会・評議員会の開催が困難な状況にある。

については、これらについて理事長の専決により決定し、次回の理事会等において事後報告することとしてよいか。

(答)

予算・事業計画については、理事会における要審議事項であり、会計年度開始前に理事会を開催し、理事の同意を得る必要がある。

しかしながら、今回の震災の影響により、未だ理事会・評議員会の開催が困難な状況にある場合は、当該状況が解消されるまでの間、理事長の専決により決定して差し支えない。(理事長が欠けている場合は、理事長職務代行者による。)

なお、当該対応を行った際は、次回開催の理事会等において事後報告することとし、理事会を開催できない理由等、今般の取扱いに至った経緯等を議事録に記録されたい。

(問2)

本年度の予算・事業計画について、震災の影響により関係データ等が消失し、書類の作成が困難な場合、どのように対応すべきか。

(答)

本年度の予算・事業計画について、データ消失等により書類の作成が困難な場合は、過去の報告書等を基に暫定的に作成すること等をして、法人運営が正常化した適当な時期に、補正予算、事業計画変更等で適宜修正されたい。

また、震災の影響が著しく、書類の作成が困難な法人については、書類の作成を保留する等、弾力的に対応されたい。

なお、所轄庁においては、保有する過去の報告書等を法人へ情報提供するなど、法人の予算・事業計画の作成に協力されたい。

## 2. 昨年度（22年度）決算・事業報告について

（問3）

昨年度の決算・事業報告について、震災の影響により期日までの書類の作成が困難な状況にあるが、作成期日の延期は認められるか。

（答）

社会福祉法（以下、「法」という。）第44条第3項において、「社会福祉法人は、毎会計年度終了後2月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。」こととしているため、期日までに関係書類を作成する必要がある。

しかしながら、今回の震災の影響により、期日までの書類の作成が著しく困難な状況にあると認められる場合は、当該状況が解消されるまでの間、書類の作成を保留することとして差し支えない。

また、法第59条第1項及び同法施行規則第9条で定める「現況報告書」についても、同様の取り扱いとして差し支えない。